

監 査 だ よ り

Vol.67 (令和6年度 第4回)

岩手県監査委員事務局 令和7年3月発行

今回は、令和6年度の定期監査や財政的援助団体等監査における監査結果、令和7年度の監査の実施計画についてお知らせします。

☆ 令和6年度の監査結果について ☆

1 定期監査

令和6年度に実施した定期監査の指摘・注意の状況は次のとおりです。

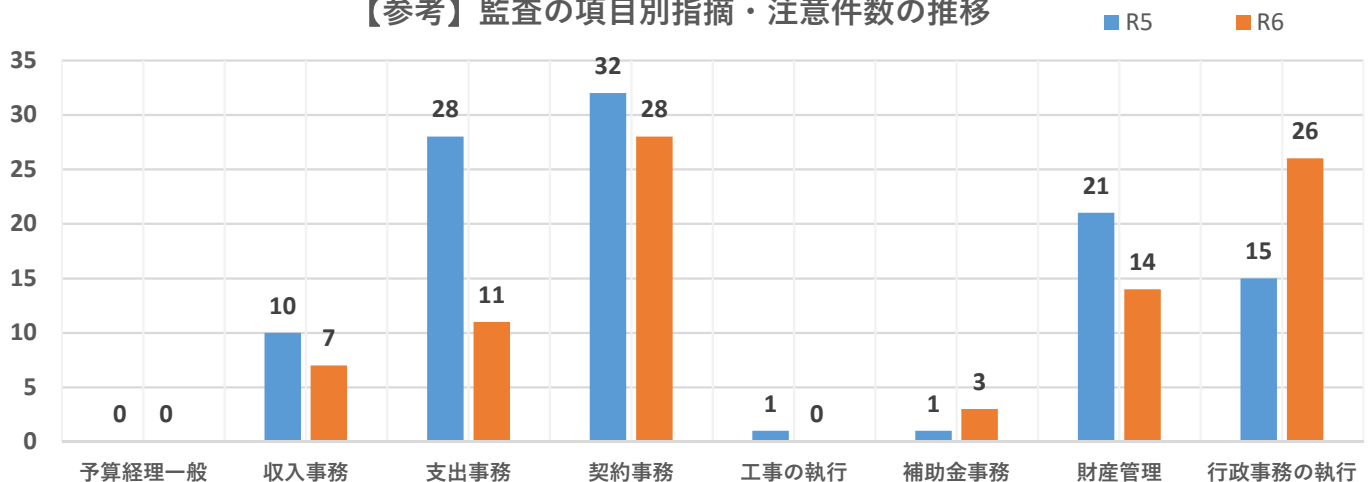
(令和7年3月4日現在・単位：件)

監査の項目別	令和6年度			令和5年度			対前年度比			摘要（主な内容）
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	
予算経理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収入事務	4	3	7	8	2	10	▲ 4	1	▲ 3	調定の遅れ2、納期限の不適当2
支出事務	2	9	11	10	18	28	▲ 8	▲ 9	▲ 17	諸手当等の額の誤り6、確認書類等の不備4
契約事務	8	20	28	7	25	32	1	▲ 5	▲ 4	契約書等の不適当9、入札・契約保証金の不適当5
工事の執行	0	0	0	1	0	1	▲ 1	0	▲ 1	
補助金事務	0	3	3	0	1	1	0	2	2	完了確認の遅れ2
財産管理	4	10	14	9	12	21	▲ 5	▲ 2	▲ 7	物品の取得、管理又は処分手続きの不適当11
行政事務の執行	4	22	26	3	12	15	1	10	11	執行管理体制の不適当26
合計	22	67	89	38	70	108	▲ 16	▲ 3	▲ 19	
増減率（%）	▲ 42.1	▲ 4.3	▲ 17.6	-	-	-	-	-	-	

※1 令和6年4月から令和7年2月までの件数であり、決算審査意見書の指摘件数とは異なります。

※2 令和6年度監査実施機関数は340機関です。（令和5年度監査実施機関数342機関）

【参考】監査の項目別指摘・注意件数の推移



【概況】

- ・令和6年度に実施した定期監査の指摘・注意の合計件数は、前年度に比べて19件減少し、89件となりました（17.6%減）。
- ・監査の項目別では、ほとんどの項目で指摘・注意件数は減少しましたが、補助金事務（R5：1件→R6：3件）、行政事務の執行（R5：15件→R6：26件）で指摘・注意件数が増加しました。

組織的なチェックで防ぐことができたと思われるような定例的、定型的な会計事務の指摘事項のほか、担当者の財務事務への理解不足などに起因するものも見受けられました。

指摘等となった発生原因の分析や事務のリスクを認識し、適切な進捗管理に加え、「誰が、いつ、どのように」チェックを行うかなど、具体的な対策を組織として講じることが必要です。

2 財政的援助団体等監査

令和6年度に実施した財政的援助団体等監査の指摘・注意の状況は次のとおりです。

（令和7年3月4日現在・単位：件）

	令和6年度			令和5年度			対前年度比			摘要（主な内容）
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	
財政援助団体等	1	3	4	1	3	4	0	0	0	・ その他予算経理の不適當 1 ・ 支出命令の不適當 1 ・ 契約書作成の不適當 2

※1 令和6年度監査実施団体数は、監査対象団体数61団体のうち23団体です。

※2 財政的援助団体等の監査は、2～3年サイクルで実施していることから、年度毎に団体等は異なります。

☆ 再発防止策の徹底について ☆

令和6年度の監査の結果について、「行政事務の執行」26件のうち、14件が内部統制関係での指摘・注意となりました。その中には、自己点検の結果「軽微」、「不適切」とし、所属で再発防止策を講じていたにもかかわらず、予備監査においても同様の誤りが確認されたものがありました。

これは、所属において設定した再発防止策が徹底されていなかったことによるものです。

設定した再発防止策が適切に取り組みられているか確認するとともに、必要に応じて対策を見直すなど、再発防止策の取組を徹底するようお願いします。

☆ 令和7年度の監査の実施計画について ☆

監査委員は、毎年度、監査委員監査基準に基づいて監査等を実施しています。

令和7年度の基本方針や重点項目は次のとおりです。

1 定期監査

財務監査を中心に事務全般について、内部統制に依拠した効率的、効果的な監査を行います。

令和7年度は、各監査対象機関における内部統制の取組状況やこれまでの定期監査の実施結果等を踏まえ、よりリスクの高い事務事業へ重点化するとともに、事務事業の経済性、効率性及び有効性に着目して監査を行います。

◆重点項目◆

1. 収入事務：収入確保の取組状況
2. 支出事務：扶助費
3. 契約事務：委託事業
4. 補助事務：交付決定事務等
5. 事業目的の達成状況等
6. 内部統制の取組状況：リスクの発生防止策及び再発防止策の取組状況



また、これまでの監査結果等を踏まえ、以下について継続して調査します。

◆継続調査項目◆

令和6年度行政監査結果報告書「補助事業の適正な執行について」における監査意見への対応状況

2 定期監査以外の監査

行政課題等を踏まえたテーマ型の監査のほか、工事現場監査、財政的援助団体等監査を実施しますので、関係機関の皆様には御協力をお願いします。

- (1) テーマ型の監査・・・特定の課題について、テーマを設定して監査を行います。
- (2) 工事現場監査・・・工事の契約、完成検査等の事務や施工状況等について監査を行います。
- (3) 財政的援助団体等監査・・・財政的援助団体や公の施設の指定管理者等の事務の執行について、監査を行います。

※ テーマ型の監査、工事現場監査及び財政的援助団体等監査の実施については、別途お知らせします。

3 監査の実施方法

- (1) 監査の実施区分・・・・・・・・・・実地監査 206 機関、書面監査 132 機関（2機関減）
- (2) オンラインによる本監査・・・8機関（1機関増）
- (3) 本監査における現場監査・・・本監査の実施に併せて施設、設備や研究成果等の現場監査（実地確認）を行います。

※ 現場監査（実地確認）の対象機関は、監査調書や予備監査の状況を基に監査委員が決定します（全ての機関で行うものではありません。）。

【関係通知】

- ・令和7年2月28日付け「令和7年度監査等の実施について」
- ・令和7年2月28日付け「令和7年度における予備監査の実施方法について」
- ・令和7年3月3日付け「監査調書様式の一部改正について」

